

第 9 部
処置

エタノールの局所注入
(注の変更)

注 1 甲状腺に対する局所注入については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 甲状腺に対する局所注入については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の 100 分の 70 に相当する点数により算定する。

注 1 甲状腺及び副甲状腺に対する局所注入については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 甲状腺及び副甲状腺に対する局所注入については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の 100 分の 70 に相当する点数により算定する。

耳垢栓塞除去 (複雑なもの)
(注の新設)

(新設)

注 6 歳未満の乳幼児の場合は、50 点を加算する。

(区分の新設：介達牽引を個別に評価)

(新設)

介達牽引 (1 日につき) 35 点
注 1 消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより

消炎鎮痛等処置（１日につき）

（注の変更）

リハビリテーション等に関する
逡減制及び算定制限の見直し

注３ 同一の患者につき同一月において、２及び３の療法について併せて５回以上行った場合は、５回目以降については所定点数の１００分の５０に相当する点数により算定する。

算定する。

２ 同一の患者につき同一月において、介達牽引及び消炎鎮痛等処置（器具等による療法及び湿布処置に限る。）について併せて５回以上行った場合は、５回目以降については所定点数の１００分の５０に相当する点数により算定する。ただし、急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後１８０日以内のものについては、７回以上行った場合は、７回目以降について所定点数の１００分の５０に相当する点数により算定する。

注３ 同一の患者につき同一月において、２及び３の療法について併せて５回以上行った場合は、５回目以降については所定点数の１００分の５０に相当する点数により算定する。ただし、急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後１８０日以内のものについては、７回以上行った場合は、７回目以降について所定点数の１００分の５０に相当する点数により算定する。